

リユース食器の貸出及び使用上の注意

1. 目的

ごみの減量化を目指し、イベント・プログラム等での使い捨て容器を使用することに伴う大量のごみ発生を防止するリユース食器活用事業を行うことで、ごみの直接減量化を計るとともに、この場を利用しての市民へのごみの減量化意識の向上を図ることを目的とする。

2. 貸出対象者について

富士市内に活動拠点をおく団体、企業、公的機関等（個人は対象外）が、市内で主催するイベント・プログラム等で、リユース食器を使用することでごみの減量化、ごみの散乱防止及びリユース意識の向上が期待される場合に貸出するものとする。

3. 貸出期間

- (1) 利用日の3か月前から原則1週間前までにイベント・プログラム名・実施日時・実施場所・使用内容・リユース食器の種類と個数などを利用申請書に記入し、ふじさんエコトピアに提出する。但し、過去に9.に該当した者には、使用許可の取り消し、または今後一定期間使用を禁止することがあります。なお、利用は先着順のため、希望に添えない場合があります。
- (2) リユース食器の貸出期間は、原則として貸出を受けたリユース食器を使用とするイベント等の開催日に前後各5日以内を加えた日数とする。

4. 貸出費用

リユース食器の貸し出しは1枚当たり5円とする。ただし食材再生室を減免使用し食材再生室内で使用する場合には無料とする。

5. 貸出方法

リユース食器の借用を申請した者は、以下の方法にて引取りを行う。

- (1) 借入日時の調整をふじさんエコトピアと行うこと。
- (2) 引渡しは、リユース食器借用者が、ふじさんエコトピアから直接受け取ることを原則とする。
- (3) 貸出しに伴う搬出は、リユース食器の借入を申請した者が自ら行うものとする。

6. 食器類利用時の注意

- (1) 箸又はスプーン以外の食器はポリプロピレン製のため、耐熱温度は110～120℃程度です。揚げ物等をすぐにのせると溶ける場合があります。この場合は破損扱いとなりますのでご了承ください。
- (2) 衛生保持のため、洗浄を独自に行い、使いまわしをする等、2回以上のご使用は原則行わないでください。

7. 食器類の紛失、破損した場合

ご利用後、食器類の紛失又は破損・汚損した場合、損害の賠償をしていただきます。ご利用前に破損・汚損などが見つかった場合は、スタッフまでお申し出ください。

8. イベント・プログラム参加者へのリユース食器貸出しに伴う注意点

- (1) 食品衛生法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 食品及び食器の衛生管理に努め、飲食に起因する衛生上の事故を発生させないこと。
- (3) リユース食器を確実に回収、返却できるよう措置を講ずること。
 - ①回収率向上の対策として、配布の際の返却の呼び掛けの徹底。
 - ②趣旨説明や返却を呼びかけるパネル看板の設置などを行ってください。

9. 遵守事項

- (1) リユース食器を丁寧に使用し、衛生的に管理保管すること。
- (2) リユース食器で食事を提供する際の衛生管理には十分注意すること。
- (3) リユース食器の使用は、原則1回とすること。リユース食器を申請した利用目的以外に使用しないこと。
- (4) 食器を使用した後は、残菜処理、予備洗浄を行い返却すること。
- (5) リユース食器を転貸もしくは転売しないこと。
- (6) その他、貸出品の使用についてはふじさんエコトピア及び保健所の指示に従うこと。

10. 貸出の取り消し

借業者が、次に該当するときは、リユース食器を5日以内に返却しなければならない。

- (1) 2. の貸出要件に適合しなくなったとき。
- (2) 9. の遵守条件に違反したとき。
- (3) その他、本要領の目的からふじさんエコトピアが、リユース食器を貸出す必要がないと認めたとき。

11. ふじさんエコトピアの責任

リユース食器の使用により借業者が受けた被害、又は借業者が第三者に与えた損害に対しては、ふじさんエコトピアは一切その責めを負わない。

12. その他

この要領に定めのない事項はまたは疑義が生じた場合は、その都度ふじさんエコトピアが定めるところによる。

付則

この要領は 令和2年3月11日から適用する。

以上